

平成 29 年 3 月 24 日

養父市議会議長 様

提出者 養父市議会議員

西田 雄一 

賛成者 養父市議会議員

田村 和也 

同

藤原 芳己 


同

足之 隆啓 


同

田中 久一 

同

各垣 満 

同

植村 和好 

養父市文化会館 (仮称) 建設調査特別委員会の設置について

上記のことについて、地方自治法第 109 条及び養父市議会委員会条例 (平成 16 年条例第 281 号) 第 6 条の規定により、別紙のとおり提出します。

(提出理由)

養父市文化会館 (仮称) は、養父市の文化芸術の創造と交流の拠点として市民の期待は大きなものがある。

養父市議会は、養父市文化会館 (仮称) が市民の期待に添った施設になるよう調査を行う特別委員会を設置する。

養父市文化会館(仮称)建設調査特別委員会設置要綱(案)

1 設置の目的

新しい文化会館は、養父市の文化芸術の創造と交流の拠点として市民の期待が大きい。

養父市議会は、文化会館が市民の期待に添った施設になるよう調査を行うもの。

2 委員会の性格

地方自治法第 109 条及び養父市議会委員会条例第 6 条の規定に基づく特別委員会

3 委員会の名称

養父市文化会館(仮称)建設調査特別委員会

4 委員の定数

委員の定数は、15 人以内とする。

5 正副委員長の互選

委員の中から互選により決定する。

6 付託内容

養父市文化会館(仮称)建設に関すること。

7 委員の任期及び設置期間

平成 29 年 3 月 24 日から調査終了までの間。

8 その他

議会の閉会中も継続して調査できるものとする。